

岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画の概要について

令和8年3月
岩手県

岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画の位置付け

「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、本県における酪農及び肉用牛生産の振興を図るために必要な施策展開の指針として策定。

■ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（酪肉振興法）

- ・ 酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図り、あわせて牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的とする。
- ・ 昭和29年6月14日制定

■ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

- ・ 国が酪肉振興法に基づき、酪農や肉用牛生産などに関する今後の取組や施策の方向性を示すものであり、5年ごとに策定している。
- ・ 令和7年4月11日に、第9次となる基本方針が策定された。（目標年度：令和12年度）

■ 岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画

- ・ 酪肉振興法第2条の3の規定により、都道府県は計画を作成できるとされている。
- ・ 令和7年4月に、国が新たな基本方針を策定したことから、令和8年3月に新たな県計画を策定。（計画期間：令和8年度～12年度）

新たな県計画の構成※

※ 構成は、国の作成要領で示されたもの

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

- ・ 経営規模の拡大、生産性の向上、県産飼料の生産・利用拡大
- ・ 担い手の確保、経営力の向上、アニマルウェルフェア、暑熱対策の推進等

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標（令和12年度）

- ・ 生乳生産量及び肉用牛飼養頭数を維持

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

- ・ 現状を踏まえて頭数別の飼養形態や生産性の指標を見直し

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

- ・ 生産基盤の強化、飼料基盤の確保、作業の外部化

V 飼料の自給度の向上に関する事項

- ・ 飼料作物の作付面積、飼料の生産量、飼料自給率の目標を設定
- ・ 作付面積の拡大、単位面積当たりの収穫量向上、担い手への農地の集積・集約化等

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

- ・ HACCPに対応した施設整備を促進、家畜市場の再編整備等を検討、牛肉の輸出拡大

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

- ・ 担い手の確保、産業動物獣医師や家畜人工授精師の確保、いわて短角牛の振興、家畜衛生対策の充実・強化、畜産副産物の適正処理・有効活用

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 持続可能な酪農、肉用牛生産、県産飼料の生産・利用に関する基本的な考え方

- (1) 経営規模の拡大
 - ・ 畜舎整備や機械導入、離農した空き牛舎等の生産基盤の継承を促進【継続】
 - ・ TMRセンターやキャトルセンター等の外部支援組織の活用を促進【継続】
- (2) 生産性の向上
 - ・ 分娩間隔の短縮、乳量向上、子牛の事故率低減、暑熱ストレス軽減の取組を支援【拡充】
 - ・ ゲノム技術の活用による牛群更新、ICT活用による省力化【拡充】
- (3) 県産飼料の生産・利用拡大
 - ・ 草地・飼料畑の造成・整備、担い手への農地の集積・集約化を促進【拡充】
 - ・ 夏季高温への対応として二毛作の取組、耐暑性に優れた牧草品種導入を促進【新規】

2 その他関連事項

- (1) 担い手の確保・経営力の向上【継続】
- (2) 労働力不足への対応【継続】
- (3) 家畜衛生対策の充実・強化【拡充】 …安定的な獣医療の供給に向けた検討
- (4) 安全確保の取組の推進【継続】
- (5) アニマルウェルフェアの推進【新規】 …飼養管理を周知
- (6) 環境と調和の取れた畜産経営【継続】
- (7) 自然災害等に強い畜産経営の確立【継続】
- (8) 暑熱対策の推進【新規】 …飼養管理等改善指導、栽培管理技術の普及・定着
- (9) 経営安定対策等の着実な運用【新規】 …経営安定対策制度への加入促進
- (10) 県民理解の醸成・食育の推進【継続】
- (11) 需要に応じた生産・供給の実現のための対応【拡充】 …食味に関する形質の数値化

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

■ 目標設定の考え方

- (1) 酪農：小規模経営体の離農等により飼養戸数・頭数の減少が見込まれるが、飼養規模の拡大や乳牛1頭当たりの生乳生産量の向上を推進し、生乳生産量を維持。
- (2) 肉用牛：高齢化や小規模経営体の離農等による飼養戸数の減少が見込まれるが、飼養規模の拡大を推進し、頭数を維持。

■ 新計画と現計画の比較

項目	現計画 (R3.3)			新計画 (R8.3)		
	H30年度	R12年度	R12/H30	R5年度	R12年度	R12/R5
生乳生産量 (トン)	H30年度	R12年度	R12/H30	R5年度	R12年度	R12/R5
	214,049	214,000	100%	197,827	195,000	99%
乳牛総頭数 (頭)	H30年度	R12年度	R12/H30	R5年度	R12年度	R12/R5
	42,000	39,200	93%	38,700	35,200	91%
肉用牛総頭数 (頭)	H30年度	R12年度	R12/H30	R5年度	R12年度	R12/R5
	88,690	104,800	118%	87,900	87,900	100%

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

県の現状を踏まえ、持続的な経営を実現するモデルを示すもの。
 県内の酪農・肉用牛経営の現状を踏まえて、頭数別の飼養形態や生産性の指標を見直し。

		経営モデル	飼養頭数
酪農	1	経営の安定を図りながら所得を確保する家族経営	経産牛40頭（前回：30頭）
	2	可能な範囲での規模拡大を目指す家族経営	経産牛60頭（前回：50頭）
	3	規模拡大と経営の持続性を確保する家族経営	経産牛120頭
	4	規模拡大と経営の持続性を確保する大規模法人経営	経産牛300頭
肉用牛繁殖	1	適切な規模での効率的な飼養管理を図る家族経営	繁殖20頭
	2	省力化と牛舎の有効利用により規模拡大を図る家族経営	繁殖50頭
	3	規模拡大と経営の持続性を確保する大規模経営法人	繁殖100頭
	4	黒毛和種と日本短角種の繁殖経営を行い、適切な規模での効率的な飼養管理を図る家族経営	繁殖30頭（黒毛和種・日本短角種各15頭） （前回：日本短角種10頭）
肉用牛肥育・一貫	1	繁殖経営が一部肥育出荷を図る、一貫家族経営	繁殖30頭、肥育15頭
	2	出荷月齢の早期化等により規模拡大を図る肥育家族経営	肥育100頭
	3	繁殖・肥育一貫化による生産コストの低減等を図る一貫家族経営	繁殖30頭、肥育80頭
	4	肥育牛の出荷月齢の早期化による生産コストの低減等を図る繁殖・肥育一貫の大規模法人経営	繁殖1,000頭、肥育1,500頭
	5	繁殖・肥育一貫化による飼料費やもと畜費の低減等を図る日本短角種の家族経営	繁殖30頭、肥育80頭 （前回：繁殖50頭、肥育150頭）

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

生産基盤の強化

飼養管理施設の整備、搾乳ユニット自動搬送装置等の省力管理機械や飼料生産機械の導入、離農した空き牛舎等の生産基盤の継承を促進。

飼料基盤の確保

草地・飼料畑の計画的な整備、草地・飼料畑の集積・集約化、飼料用とうもろこしの作付拡大、公共牧場等での放牧を促進。

作業の外部化

コントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパー等の外部支援組織の体制強化を促進。

2 肉用牛

生産基盤の強化

飼養管理施設の整備、哺乳ロボット等の省力管理機械や飼料生産機械の導入、離農した空き牛舎等の生産基盤の継承を促進。
優良繁殖素牛の導入を支援。

飼料基盤の確保

草地・飼料畑の計画的な整備、草地・飼料畑の集積・集約化、公共牧場や水田での放牧、耕畜連携による稲わら及び稲WC Sの利用を促進。

作業の外部化

公共牧場やキャトルセンター等の外部支援組織の体制強化を促進。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

		現在（令和5年度）	目標（令和12年度）
飼料作物の作付面積		47,000ha	47,000 ha
飼料の生産量		144,844TDNトン※	161,216TDNトン※
飼料自給率	乳牛	47.7 %	51.6 %
	肉用牛	45.0 %	45.6 %

※ TDN：可消化養分総量（家畜が飼料から実際に利用できるエネルギーの量）。新たな県計画では、飼料作物の単収を10%向上することにより増加を目指すもの。

2 具体的措置

- (1) 作付面積の拡大【継続】
国庫事業を活用した草地造成、飼料収穫調製機械の導入を推進
- (2) 単位面積当たりの収穫量向上【拡充】
飼料用とうもろこし・ライ麦の二毛作、ほ場への野生動物侵入防止柵の設置や緩衝帯整備など地域ぐるみの被害防止活動を推進
- (3) 飼料生産の担い手への農地の集積・集約化【拡充】
地域計画の実行やブラッシュアップを推進
- (4) 水田での飼料作物の利用促進【継続】
耕畜連携による稲WCS等飼料作物の利用を促進
- (5) 外部支援組織の体制強化【拡充】
人材確保・育成、組織間連携、AIによる放牧監視を推進
- (6) 放牧の推進【継続】
- (7) エコフィードの推進【継続】

いわて飼料生産・利用行動指針

畜産経営の安定に向け、本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用し、県産飼料の生産・利用を拡大していくため、県と関係団体が認識を一つにし、共に手を携えて次のとおり取り組んでいくことを、ここに宣言します。

- 1 作付面積の拡大
草地や飼料畑の造成や、未利用地での放牧、飼料収穫・調製機械の導入を推進します。
- 2 単位面積当たりの収穫量向上
草地の整備・更新や、牧草から飼料用とうもろこしへの転換、耐暑性に優れた牧草品種の導入等を推進します。
- 3 飼料生産の担い手への農地集積・集約化
飼料作物を含む「地域計画」の実行やブラッシュアップを進め、農地中間管理事業を活用し、飼料生産の担い手への農地集積・集約を推進します。
- 4 水田での飼料作物の利用促進
耕種と畜産のマッチングにより、稲WCS等飼料作物の利用を促進します。
- 5 外部支援組織の体制強化
コントラクターの人材確保・育成や、経営の多角化、組織間連携等の取組を推進します。

令和7年11月18日

岩手県 一般社団法人 公益社団法人 一般社団法人 JA全農
岩手県農業会議 岩手県農業公社 岩手県畜産協会 いわて

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

生乳流通の合理化を図るため、東北地域を区域とした指定生乳生産者団体を中心に、集送乳の拠点となる貯乳施設の整備、生乳検査体制の広域化等が図られている。

酪農経営を取り巻く環境や経営体数、経営規模など、生産構造が大きく変化してきていることから、指定生乳生産者団体が行う集乳施設整備を支援するなど、集送乳の合理化に取り組む。

2 乳業の合理化

消費者の信頼に応える安全な牛乳・乳製品の供給を行うため、H A C C P等の高度な衛生管理に対応した施設の整備や、消費者ニーズに応える乳製品の製造体制の強化を図るとともに、稼働率の向上や製造販売コスト低減に向けた取組を促進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通の合理化

取引規模の拡大と適正な価格形成、市場運営の効率化を図るため、家畜市場の集約化を進めてきたところであり、今後においても、家畜の飼養動向・流通動向を注視しつつ、市場開設者の意向を踏まえながら、家畜市場の再編整備等を検討する。

(2) 牛肉の流通の合理化

対米・対EU輸出認定施設であることの強みを生かした新たな輸出先の獲得等により、県内での、と畜頭数の確保と稼働率の向上を図る。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 担い手の確保、経営力の向上【継続】

- ・ 「岩手県農業経営・就農支援センター」と連携した専門家派遣や、畜産コンサルタント等による指導を実施し、担い手の経営能力や飼養管理技術の向上を図る。

2 畜産関連人材の確保【拡充】

- ・ 獣医学生への修学資金の貸付けや就職説明会への参画、職場紹介の機会の充実に取り組む。
- ・ 将来の家畜人工授精業務の在り方について関係団体等と意見交換を行い、地域の実情に応じた安定的な家畜人工授精業務の提供体制の構築を図る。

3 「いわて短角牛」（日本短角種）の振興【継続】

- ・ 優良繁殖雌牛の地域内保留やスマート技術の活用による管理コスト低減の取組を促進する。
- ・ 優良種雄牛の造成、公共牧場等への計画的な種雄牛の配置を実施する。
- ・ 一貫経営化やエコフィード等の取組を促進する。

4 家畜衛生対策の充実・強化【新規】

- ・ 農場への立入りによる飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導や、飼養衛生管理の強化に必要な資機材の整備への支援により、病原体の侵入防止対策に取り組む。

5 畜産副産物の適正処理・有効活用【新規】

- ・ 畜産副産物の適正処理・有効活用に向け、化製場の計画的な改修や新築を促進し、環境への負荷を軽減させる取組を促進する。